

茨城工業高等専門学校茨友会館管理運営規則

〔平成2年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校茨友会館（以下「茨友会館」という。）の管理運営については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 茨友会館は、本校の学生及び教職員の福利厚生増進及び学生の課外活動の育成を図ることを目的とする。

(管理運営)

第3条 茨友会館の管理運営は、校長がこれを行う。

2 茨友会館の各施設の管理責任者は、次のとおりとする。

階 別	施 設 名	管 理 責 任 者
1	売店及び附属室	学 生 課 長
	食堂及び附属室	学 生 課 長
2	保健室及び附属室	学生健康センター長
	カウンセリングルーム1	学生健康センター長
	カウンセリングルーム2	学生健康センター長
	カウンセリングルーム3	学生健康センター長
1、2	ホール その他	学 生 課 長
地 階	機 械 室	総 務 課 長

(事務)

第4条 管理運営に関する事務は、学生課学生支援・寮務係が処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、茨友会館のカウンセリングルームの使用及び、食堂・売店に関する細則等は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。